

貸 借 対 照 表

R 7年 3月 31日 現在

(単位：円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減 (△)
固定資産	(203,957,294)	(199,743,925)	(4,213,369)
有形固定資産	(178,586,863)	(174,373,494)	(4,213,369)
土地	75,940,000	75,940,000	0
建物	93,597,281	87,625,481	5,971,800
構築物	365,288	578,990	△ 213,702
教育研究用機器備品	57,243	325,590	△ 268,347
管理用機器備品	2,987,629	4,264,011	△ 1,276,382
図書	5,639,421	5,639,421	0
車両	1	1	0
建設仮勘定	0	0	0
その他の固定資産	(25,370,431)	(25,370,431)	(0)
借地権	0	0	0
施設利用権	0	0	0
基本金調整額	25,370,431	25,370,431	0
流動資産	(66,898,343)	(96,499,389)	(△ 29,601,046)
現金預金	64,149,243	90,867,802	△ 26,718,559
貯蔵品	250,000	250,000	0
前払金	10,360	10,360	0
立替金	0	0	0
未収入金	2,488,740	5,371,227	△ 2,882,487
資産の部合計	270,855,637	296,243,314	△ 25,387,677

(単位：円)

負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減 (△)
固定負債	(15,020,800)	(14,934,000)	(86,800)
長期借入金（北国）	0	0	0
退職給与引当金	15,020,800	14,934,000	86,800
流動負債	(44,302,648)	(56,682,180)	(△ 12,379,532)
未払金	9,025,831	8,437,422	588,409
授業料前受金	9,880,000	12,750,000	△ 2,870,000
入学金前受金	2,100,000	3,700,000	△ 1,600,000
実験実習料前受金	14,490,000	20,080,000	△ 5,590,000
施設設備資金前受金	8,400,000	11,000,000	△ 2,600,000
預り金	406,817	714,758	△ 307,941
仮受消費税等	0	0	0
負債の部合計	59,323,448	71,616,180	△ 12,292,732

純資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減 (△)
基本金	(325,603,021)	(318,690,401)	(6,912,620)
第1号基本金	317,003,021	310,090,401	6,912,620
第4号基本金	8,600,000	8,600,000	0
繰越収支差額	(△ 114,070,832)	(△ 94,063,267)	(△ 20,007,565)
翌年度繰越収支差額	△ 114,070,832	△ 94,063,267	△ 20,007,565
純資産の部合計	211,532,189	224,627,134	△ 13,094,945
負債及び純資産の部合計	270,855,637	296,243,314	△ 25,387,677

注記事項

1、 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法
定額法

引当金の計上基準
退職給与引当金
・・・期末自己都合要支給額の100%を計上している

2、 重要な会計方針の変更

法人税法の改正に伴い平成19年4月以降取得した有形固定資産については改正後の方法により償却しております。

退職給与引当金

退職給与引当金について、従来、期末要支給額を計上していなかったが、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」が発行されたことに伴い、当年度から期末要支給額の100%を計上する方法に変更した。この変更により、従来と同一の方法によった場合と比較して退職給与引当金が3,260,800円増加し、当年度消費収入超過額が同額減少している。

3、 減価償却額の累計額の合計額

165,708,886

(前年度末は 163,009,635)

4、 徴収不能引当金の合計額

0

5、 担保に供されている資産の種類及び額

該当なし

6、 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

該当なし

7、 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8、 その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当なし